平成２２年（フ）第３８８号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ６－403号
債務者　谷　　玉江
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第５３２号
香川県高松市松島町２丁目18番１号
債務者　有限会社樹工務店
代表者取締役　立岩　和樹
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎28番地２
債務者　花田かおり
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１４号
岩手県一関市大東町摺沢字羽山前46番地、前住所盛岡市前九年３丁目14番６号　セーレム前九年103号
債務者　芦　　育恵
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１８号
群馬県邑楽郡千代田町大字萱野1232番地
債務者　松沢　淳子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３０号
群馬県太田市龍舞町5490番地　イズミコーポ103号
債務者　笠原　順子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３６号
愛知県刈谷市一ツ木町８丁目25番地２　サンシャイン泉202号
債務者　神崎　明夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
愛知県刈谷市大正町７丁目501番地
債務者　有村　勇二
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
愛知県豊田市加納町一ノ井20番地１　さなげハウス306号
債務者　富岡　邦雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４号
岩手県下閉伊郡山田町船越第23地割72番地36
債務者　川端歩美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第６号
岩手県宮古市藤原上町６番６号
債務者　河野こゆき
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第６６号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字立石４番地１
債務者　矢吹　あや（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
栃木県芳賀郡益子町大字塙1191番地５
債務者　新垣リカルドこと　アラカキ　メンドーサ　リカルド　アントニオ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
栃木県芳賀郡益子町大字塙1191番地５
債務者　新垣ジュリアナこと　アキセ　アリデ　アラカキ　ジュリアナ　アンヘリカ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

財産状況報告集会等の期日変更

平成２１年（フ）第９４７号
兵庫県姫路市下寺町79番地
破産者　株式会社双葉商会
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年４月27日午前10時20分に変更する。
平成22年２月５日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４８号
兵庫県姫路市日出町２丁目19番地　日の出ハイツ305号
破産者　舟引　理文
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年４月27日午前10時20分に変更する。
平成22年２月５日　神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２８８号
岩手県奥州市水沢区字川端140番地６
破産者　有限会社ペンギン
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部